

令和8年1月29日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和7年度かかりつけ医機能報告制度等に関するQ&Aの送付について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和7年度 医療機能情報提供制度 及び かかりつけ医機能報告制度 に係る定期（新規）報告について」（令和7年12月25日府医発）でご案内しましたとおり、現在、各医療機関におかれましては標記報告を進めていただいておりますことと存じます。

報告に際しまして、これまで当会から大阪府へ照会を行った事項があり、別紙のとおり、それをQ&A形式にまとめましたのでご案内いたします（別紙Q&Aは「大阪府医師会文書ライブラリ」にも掲載しておりますことを申し添えます）。

地域でかかりつけ医機能を面として発揮する体制整備を進めるためにも、まずは医療機関からのご報告が不可欠です。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員へご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(参考)

■ 報告に係る問い合わせ先

大阪府医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度定期報告事務局

(大阪府委託先：株式会社広済堂ネクスト)

【メール】 teikihokoku@kosaido.co.jp

【電話】 06-7777-6791 [平日 9:00 ~ 17:30]

【備考】 令和8年1月5日(月)～3月23日(月)まで問い合わせを受付

※大阪府外の医療機関に関しては、開設している都道府県へお問い合わせください。

■ 報告期間

令和8年1月1日(木)から2月5日(木)まで

■ 参考(大阪府ホームページ)

▶ かかりつけ医療機能情報提供制度について(医療機関向け)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/kakaritsuke.html>

▶ 医療機能情報提供制度に係る定期報告等について(医療機関向け)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/mfi_survey/index.html

【事務局】大阪府医師会

制度に関すること(地域医療課) 06-6763-7012

研修に関すること(学術課) 06-6763-7006

かかりつけ医機能報告制度等に関するQ & A（令和8年1月28日・大阪府医師会作成）

目次

■ 留意点

■ Q & A

- Q 1. 報告期間に間に合わなかった場合、今年度は未報告という扱いになるのか？
- Q 2. 医療機能情報提供制度の報告を先に報告してしまった場合、かかりつけ医機能報告の後、あらためて医療機能情報提供制度の報告をやり直す必要があるのか？
- Q 3. かかりつけ医機能報告について、一通り報告を完了したが、入力誤りがあったため報告内容を修正しようとしたらデータを触ることができなくなっている。どうすればよいか？
- Q 4. かかりつけ医機能報告・医療機能情報提供制度の報告の両方とも完了した後、かかりつけ医機能報告の報告事項に修正を行った場合、医療機能情報提供制度の報告に関しても変更する必要があるのか？
- Q 5. 1号機能における「院内掲示」について、紙媒体ではなくデジタル表示（画面が遷移するデジタルサイネージ等）でも構わないか？

■ 補足事項

■ 留意点

- ① 医療機関等情報支援システム（G-MIS）の新規登録には、最長で1カ月程度要することがあります。まだ登録されていない医療機関におかれては、急ぎ登録申請を進めてください（ご不明な点があれば大阪府の問い合わせ窓口へご確認ください）。
- ② 報告が必要なすべての項目を入力し、すべて「入力完了」となったあと、最後に「報告」ボタン（下表⑫と書かれた部分）を押し忘れるケースが多発しております。いま一度ご確認ください。

12 報告 引き戻し 入力内容確認

報告
2025年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称	正式名称（フリガナ）	所在地	報告状況 報告中	疑義状況 -
------	------------	-----	-------------	-----------

各機能の有無

日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と連携した医療提供
有り	有り	有り	無し	有り

各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。
「日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能」の入力状況が「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	入力完了	2025/07/23 16:56:38	入力
	2号機能			
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療	入力完了	2025/07/23 16:56:38	入力
	(2) 入退院時の支援	入力完了	2025/07/23 16:56:38	入力
	(3) 在宅医療の提供	入力完了	2025/07/23 16:56:38	入力
	(4) 介護サービス等と連携した医療提供	入力完了	2025/07/23 16:56:38	入力
	(5) その他の報告事項	入力完了	2025/07/23 16:56:38	入力

■ Q & A

Q 1. 報告期間に間に合わなかった場合、今年度は未報告という扱いになるのか？

→A. 大阪府の締め切り（2月5日）以降も報告は可能ですが、速やかに報告を行ってください。

- ケース①：大阪府の締め切り（2月5日）を過ぎた場合
 - 2月5日を過ぎても、法令上の報告期間とされる3月末まではG-MIS上で報告が可能です。（締切日時時点で報告がない医療機関には、大阪府より督促通知が送付される予定）
- ケース②：法令上の報告期間（3月末）を過ぎた場合
 - 4月1日以降ただちに報告ができなくなるわけではないようですが、国が集計後に都道府県へ公表用データ等を提供する関係上、一定の時点で締め切られる予定とのことです。
 - せっかく報告いただいても公表用データ等には含まれない可能性もあるので、法令上の報告期間とされる3月末までの報告にご協力ください。

Q 2. 医療機能情報提供制度の報告を先に報告してしまった場合、かかりつけ医機能報告の後、あらためて医療機能情報提供制度の報告をやり直す必要があるのか？

→A. 最初からやり直さずとも報告を完了することはできますが、医療機能情報提供制度の「随時報告」により、報告を再度行う方法を推奨します。

- 基本原則：厚生労働省マニュアルでは、まずは「かかりつけ医機能報告」を行い、次に「医療機能情報提供制度の報告」を行うよう案内されています（かかりつけ医機能報告の内容を医療機能情報提供制度側に取り込むことが想定されているため）。
- もし逆に医療機能情報提供制度の報告を先に報告してしまった場合、当該報告の情報をかかりつけ医機能報告へ取り込む機能はありません。このケースでは、両者の内容に相違（齟齬）が出ないように注意（突合作業）しながらかかりつけ医機能報告を行えば、医療機能情報提供制度の報告をやり直す必要はありません。
- 一方、医療機能情報提供制度の「随時報告」を行えば、かかりつけ医機能報告の内容を取り込めるようになります。この方法なら突合作業が不要になり、ヒューマンエラーのリスクも回避できます。そのため、府医としては随時報告による報告のやり直しを推奨いたします。

Q 3. かかりつけ医機能報告について、一通り報告を完了したが、入力誤りがあったため報告内容を修正しようとしたらデータを触ることができなくなっている。どうすればよいか？

→A. 「報告状況」のステータスによって対応方法が異なります。以下をご確認ください。

- 報告状況が「報告済」の場合（大阪府による確認前）：「定期報告」から、画面上の「引き戻し」ボタンをクリックすれば、データを「報告中」の状態に戻して修正できます。
- 報告状況が「確認完了済」の場合（大阪府による確認後）：上記の「引き戻し」はできません。かかりつけ医機能報告の「変更報告」から修正・再報告を行ってください。

医療機能情報提供制度は「報告」ボタンを押した時点で報告完了となり、データを修正することができません。「随時報告」から再度報告する形で修正を行ってください（Q 4も参照）。

(参考①) かかりつけ医機能報告の報告状況 (ステータス)

(かかりつけ医機能報告制度)				
正式名称 (フリガナ)	所在地	報告状況 報告中	疑義状況	-
通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と連携した医療提供	

報告を修正したい場合、報告状況により対応方法が異なります。

- ・「報告済」：画面右上の「引き戻し」から修正可能
- ・「確認完了済」：かかりつけ医機能報告の「変更報告」から修正可能

Q 4. かかりつけ医機能報告・医療機能情報提供制度の報告の両方とも完了した後、かかりつけ医機能報告の報告事項に修正を行った場合、医療機能情報提供制度の報告についても変更する必要があるのか？

- A. 変更する必要があります。医療機能情報提供制度の「随時報告」にてご対応ください。
- ・ かかりつけ医機能報告で修正を行っても、医療機能情報提供制度のデータは自動更新されません。
 - ・ 対応方法：かかりつけ医機能報告の内容を修正した後、医療機能情報提供制度の「随時報告」から「かかりつけ医機能報告取込」より修正内容を反映させて、再度報告してください。

(参考②) 医療機能情報提供制度の「随時報告」(かかりつけ医機能報告の取込まで)


特例水準申請
(医師時短計画)

各種
調査・報告

かかりつけ医機能
報告制度

医療機能
情報提供制度

随時報告に関する詳細は、厚生労働省のマニュアルもご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html#h2_free4



厚生労働省からのお知らせ

新規報告

定期報告

随時報告

報告取消

随時報告_20250903

かかりつけ医機能報告取込
報告
引き戻し
入力内容確認
報告項目切替

正式名称 (フリガナ)	所在地	報告状況	疑義状況	かかりつけ医機能報告日時	かかりつけ医機能報告取込日時
		報告中	-	2025/7/24 03:13:00	2025/9/26 08:24:28

Q 5. 1号機能における「院内掲示」について、紙媒体ではなくデジタル表示（画面が遷移するデジタルサイネージ等）でも構わないか？

→A. 院内掲示の趣旨を踏まえ、患者にとってわかりやすい形で実施されている場合には差し支えありません。なお、掲示にあたっては、国様式（「当院におけるかかりつけ医機能について」）に則った事項が網羅されている必要がある点にはご注意ください。

■ 補足事項

① 大阪府ホームページに「よくある質問」が掲載されていますので、合わせてご参照ください。
（別添に表紙を掲載）

【かかりつけ医機能報告制度】よくあるご質問

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/kakaritsuke.html#goshitsumon>



【医療機能情報提供制度】よくあるご質問

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/mfi_survey/index.html#yokuarugoshitsumon



② 大阪府からの案内によると、スマートフォン・タブレット端末のブラウザから「定期(新規)報告」が可能な場合もあるとのことですが、動作保証環境ではありません。
厚生労働省マニュアルで示されているとおり、パソコンからご報告ください。

令和8年1月16日公表

令和7年度 かかりつけ医機能報告制度に係る定期報告 よくあるご質問

※G-MIS のログイン等については「令和7年度定期報告にかかる G-MIS ログイン等についてよくあるご質問【全般】」をご参照ください。

目次

【報告方法や制度に関すること】	3
1. 報告方法（G-MIS の操作方法）がわからない。	3
2. 修正がない（修正が少ない）ので、報告は不要か。	3
3. 電話・FAX・郵送では報告できないのか。	3
4. スマートフォンやタブレット端末から報告することはできるのか。	4
5. 保険医療機関番号確認画面が表示されたが、どうすればよいのか。	4
6. 報告中だが、調査票入力画面を閉じた。再度入力をするにはどうしたらいいか。	5
【報告項目に関すること】	5
7. 各報告項目について、記載上の留意事項はないのか。	5
8. 1号機能・2号機能の要件は何ですか。	5
9. 1号機能が無い場合でも報告が必要ですか。	6
10. 医療機関名や住所等の基本情報の内容が違うので変更したい。	6
11. 診療報酬項目のレセプト件数、算定回数欄に、既に値が入力されている。	6
12. 「かかりつけ医機能に関する研修の修了者」については、どういった研修が該当するか。	7
【報告の根拠・対象医療機関に関すること】	7
13. 定期報告の根拠及び対象医療機関は。	7
14. 企業内診療所等なので、回答しなくてもよいか。	9
【定期（新規）報告の通知（緑色の A4 圧着郵便物）に関すること】	10
15. 通知（緑色の A4 圧着郵便物）が重複して届いた。	10
16. 既に医療機関を廃止したが、通知（緑色の A4 圧着郵便物）が届いた。	10
17. 通知（緑色の A4 圧着郵便物）を紛失したので、再送してほしい。	11
【院内掲示に関すること】	12
18. 1号機能の要件である院内掲示について、G-MIS から印刷したい。	12
【かかりつけ医機能報告制度に関すること】	12

19. かかりつけ医機能報告制度とは何か。.....	12
【お問い合わせ先に関すること】	13
20. 電話がつながらない。.....	13

令和8年1月16日公表

令和7年度 医療機能情報提供制度に係る定期報告 よくあるご質問

※G-MIS のログイン等については「令和7年度定期報告にかかる G-MIS ログイン等についてよくあるご質問【全般】」をご参照ください。

目次

【報告方法や制度に関すること】	3
1. 報告方法（G-MIS の操作方法）がわからない。	3
2. 修正がない（修正が少ない）ので、報告は不要か。	3
3. 電話・FAX・郵送では報告できないのか。	3
4. スマートフォンやタブレット端末から報告することはできるのか。	4
5. 保険医療機関番号確認画面が表示されたが、どうすればよいのか。	4
6. 「はじめに「かかりつけ医機能報告取込」を実行してください」というメッセージが表示されたが、どうしたらよいか。	5
7. 報告中だが、調査票入力画面を閉じた。再度入力続けるにはどうしたらいいか。	5
8. 入力画面に「一括入力完了」ボタンがあるが、どういう機能か。	5
【報告項目に関すること】	6
9. 各報告項目について、記載上の留意事項はないのか。	6
10. 名称・開設者・管理者・郵便番号・所在地・診療科目・病床数の内容が違う。	7
11. 人員配置の計算方法は。	8
12. 1日平均患者数の計算方法は。	8
13. 平均在院日数の計算方法は。	8
14. 医療機関の位置情報の入力方法は。	9
15. 年末年始や盆など、曜日以外の休診日の入力方法を教えてほしい。	9
16. 持っている専門医資格を報告したいが、該当項目が見当たらない。	9
17. 出張専門の助産所であり、所在地が開設者の自宅住所なので公表しないようにしてほしい。	10
18. 対応することができる外国語の種類は何を基準に報告すればいいか。	10
19. [1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）詳細] で報告対象外しか選ぶことができない。	10
20. 「対応可能な疾患・治療内容」の実績件数欄に、既に値が入力されている。	11

21. 指定難病の項目が多すぎて入力しづらい。.....	11
22. 入院に係るその他諸費（自由記載）は、どのように記入すればよいか。.....	12
23. 日本医師会生涯研修システムの修了と認定の違いは。.....	12
24. 大阪府医師会生涯研修システムの履修とは何か。.....	12
25. 災害時業務継続計画（BCP）と災害マニュアルはどう違うのか。.....	13
26. 別表に記載の対応できる疾患・治療で前年度の実績がない場合は、どのように 入力すればよいか。.....	13
27. 情報開示に関する料金はどのように記入すればよいか。.....	13
28. 周知したい内容があるのに、該当する項目がない。.....	13
【報告の根拠・対象医療機関に関すること】.....	14
29. 定期（新規）報告の根拠及び対象医療機関は。.....	14
30. 企業内診療所等なので、回答しなくてもよいか。.....	15
【定期（新規）報告の通知（緑色のA4圧着郵便物）に関すること】.....	16
31. 通知（緑色のA4圧着郵便物）が重複して届いた。.....	16
32. 既に医療機関を廃止したが、通知（緑色のA4圧着郵便物）が届いた。.....	16
33. 通知（緑色のA4圧着郵便物）を紛失したので、再送してほしい。.....	17
【データの公表・更新に関すること】.....	18
34. 報告を完了したが、医療情報ネット（ナビイ）にデータが更新されない。.....	18
35. 企業内診療所等で一般外来を行っていないので、公表しないでほしい。.....	18
36. 院内に備え付けるため、報告した内容を印刷したい。.....	19
【医療機能情報提供制度に関すること】.....	20
37. 医療機能情報提供制度とは何か。.....	20
【お問い合わせ先に関すること】.....	20
38. 電話が繋がらない。.....	20